

通信日付印の年月日	確認印		番 号
年 月 日			

\_\_\_\_\_ 税 務 署 長

提出年月日 平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

申請者 氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
 〒 \_\_\_\_\_  
 住 所 \_\_\_\_\_  
 (電話 \_\_\_\_\_ )  
 (連絡先) \_\_\_\_\_  
 (電話 \_\_\_\_\_ )

### 災害減免法第4条の規定による相続税・贈与税の免除承認申請書

私は、下記のとおり 東日本大震災 により被害を受けたので、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第4条の規定により〔相続税・贈与税〕の免除申請をします。

#### 記

#### 1 税 目 等

税 目	相続税 ・ 贈与税	被相続人 ・ 贈与者	(氏名)		
			(住所)		
相続開始・ 受贈年月日	昭 和 平 成		申告書の 提出年月日	昭 和 平 成	延納申請中・延納中・ 物納申請中・納税猶予・ その他

2 被害を受けた部分の価額の計算等（裏面「2」に記載してください。）

3 適用要件の判定（裏面「3」に記載してください。）

#### 4 免除を受けようとする税額の計算

① 被害のあった日以後に納付すべき税額	円
② 課税価格の計算の基礎となった財産の価額	円
③ 被害を受けた部分の価額（裏面2の(A)）	円
④ 免除を受けようとする税額（①×③÷②）	円

(注)1 ①欄の税額には、滞納中の税額、延滞税、利子税及び加算税は含まれません。  
 2 ②欄は、相続税の場合は申告書第1表の「④純資産価額」の金額に相当する金額を記載します。なお、相続税の申告書第1表の「②相続時精算課税適用財産の価額」の金額がある場合には、「④純資産価額」から「②相続時精算課税適用財産の価額」を差し引いた後の金額を記載します。

(裏面)

2 被害を受けた部分の価額の計算等

(書ききれない場合は、「被害を受けた部分の価額の計算等(続)(災害減免法第4条申請)」に記載してください。)

項目		番号	1	2	3	4	計
被害を受けた財産(注1)	所在地						/
	区分(注2)	動産等・その他	動産等・その他	動産等・その他	動産等・その他		
	種類						
	細目						
① 相続・受贈時の財産の価額(注3)			円	円	円	円	
② 被害があったときの時価 ※1、2			( )	( )	( )	( )	※1 かっこ内には、面積や取得時期等の計算の参考事項を記載してください。 ※2 被害があったときの時価や被害額が明らかでない場合は、パンフレット「東日本大震災により家屋や自動車などに被害を受けられた方の相続税又は贈与税の災害減免措置のあらまし」をご覧ください。
③ ②を基とした被害額(注4)	被害額が明らかの場合						
	被害額が明らかでない場合 ※2						
④ 保険金等で補てんされた金額							
⑤ 差引被害額(③-④)							
⑥ 被害を受けた財産の被害割合	被害額が明らかの場合(⑤÷②)		%	%	%	%	
	被害額が明らかでない場合 ※2		%	%	%	%	
⑦ 被害を受けた部分の価額(①×⑥)			円	円	円	円	(A) 円
⑧ 被害の状況(被害の程度)							(B) (A)のうち動産等

(注) 1 被害を受けた財産には、相続税の場合は相続時精算課税適用財産や純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産は含まれません。

2 「動産等」とは、動産(金銭及び有価証券を除きます。)、不動産(土地及び土地の上に存する権利を除きます。 )及び立木をいいます。また、「動産等・その他」の該当する方を○で囲んでください。

3 ①の「財産の価額」は、相続税の場合は、申告書第11表の「価額」(相続税の評価額)となります。なお、租税特別措置法第69条の4《小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例》などの課税価格の計算の特例の適用を受けている場合は、適用後の価額となります。

4 ③の「被害」とは、例えば、建物、家庭用財産及び車両等の損壊又は滅失等の物的な損害をいい、経済的価値の減少(地価の下落等)は含まれません。

3 適用要件の判定

項目	全財産を基とした計算	動産等を基とした計算	判定(注3)	
① 課税価格の計算の基礎となった財産の価額	(注1) 円	(注2) 円	左の(C)及び(D)の	
② 被害を受けた部分の価額	2 <sup>0</sup> (A)	2 <sup>0</sup> (B)	いずれかが10%以上	いずれも10%未満
③ 被害割合(②÷①)	(C) %	(D) %	適用有り	適用無し

(注) 1 ①の「全財産を基とした計算」欄には、相続税の場合は申告書第1表の「④純資産価額」の金額に相当する金額を記載します。なお、相続税の申告書第1表の「②相続時精算課税適用財産の価額」の金額がある場合には、「④純資産価額」から「②相続時精算課税適用財産の価額」を差し引いた後の金額を記載します。

2 ①の「動産等を基とした計算」欄には、相続税の場合は申告書第11表の財産の価額(2の(注3)参照)のうち、動産等の価額の合計額を記載します。

3 「判定」欄で「適用有り」の場合には、災害減免法第4条の適用がありますので、「4免除を受けようとする税額の計算」の各欄を記載します。